

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和2年10月14日

陸前高田市長 戸 羽 太

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 陸前高田市立博物館備品購入（哺乳類剥製）
- (2) 品名及び数量等 設計図書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和3年3月19日まで
- (4) 納 入 場 所 陸前高田市高田町字馬場前地内 陸前高田市立博物館（新築中）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成8年4月1日以降に、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条の規定による博物館又は同法第29条の規定による博物館に相当する施設又は国、独立行政法人、地方公共団体のいずれかが管轄する施設において、国、独立行政法人又は地方公共団体が発注し、入札執行日までに引渡しが完了した、又はする予定の哺乳類剥製の製作又は備品納入を元請として実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実のあった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視しうる関係にある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。）が同時に参加していないこと。

(7) 入札執行日において、陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

総務部財政課財政係 電話番号 0192-54-2111（内線161）

(2) 入札資料等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和2年10月14日（水）から同年10月28日（水）まで

イ 配布場所

陸前高田市公式ホームページから入札資料等をダウンロードすること。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書を示す場所

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

陸前高田市教育委員会事務局管理課

電話番号 0192-54-2111（内線253）

(2) 設計図書の縦覧期間及び縦覧場所

ア 縦覧期間

令和2年10月15日（木）から同年10月28日（水）（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 縦覧場所

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

陸前高田市教育委員会事務局管理課

電話番号 0192-54-2111（内線253）

設計書縦覧を行う者は、事前に電話連絡のこと。

(3) 質問事項等

任意の書面により令和2年10月22日（木）までに4(2)イの場所へ提出すること。

なお、回答は、令和2年10月27日（火）までに連絡する。

5 入札の日時及び場所

令和2年10月29日（木）午後1時50分 陸前高田市役所4号棟第6会議室

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上（陸前高田市財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の納付を免除する。）

8 入札の無効等要件に関する事項

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他「条件付一般競争入札説明書」（以下「入札説明書」という。）に記載する事項に違反した入札は、無効又は失格とする。

9 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、陸前高田市公式ホームページで公開している入札説明書を遵守しなければならない。

(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札参加者は、入札説明書に示す必要書類等を令和2年10月22日（木）午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。なお、郵送で提出する場合は、期日必着とする。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者とする。

(5) その他詳細については、入札説明書による。